

令和5年第6回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和5年6月26日（月）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 10時36分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（18名）

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 智幸

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

6番 斎藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

9番 日下部 崇喜

10番 小林 ひろみ

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名（0名）

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 （会長）

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 渡部 桂一

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第 14 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について	(13 件)
報告第 15 号	農地法第 18 条第 6 の規定による通知書の受理について	(2 件)
報告第 16 号	庄内町農用地利用集積計画公告事案の無効について	(1 件)
議案第 24 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(1 件)
議案第 25 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(3 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 5 年第 6 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。 全員出席となっております。 次に本日の資料について報告します。 タブレット内に、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」次に本日の配布になりますが、「農協広報 6 月号」、「庄内町観光協会通常総会資料」、「農業経営力向上研修会チラシ」です。 それでは、令和 5 年第 5 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。(説明) 続いて、令和 5 年第 6 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。(説明)
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 18 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。7 番 小野 隆 委員、8 番 長南 統 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告 報告第 14 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 14 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を議題といたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 14 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(報告第 14 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 ないようですので、報告第 14 号を終わります。
◎報告 報告第 15 号の上程、説明、質疑	

議長	報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を議題といたします。 事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 15 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
佐藤次長	(報告第 15 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 ないようですので、報告第 15 号を終わります。
◎議事	報告第 16 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 16 号、庄内町農用地利用集積計画公告事案の無効について、を議題とします。 事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 16 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長
長南主任	(報告第 16 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 16 号を終わります。
◎議事	議案第 24 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 24 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任
長南主任	(議案第 24 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、16 番 日向 弘明 委員より、現地調査報告をお願いします。
16 番 日向	16 番 日向です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 6 月 22 日に、17 番 佐藤 繁 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。 農地として適性に管理されており問題ないと見てきましたので、報告いたします。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 なければ、採決したいがいかがですか。

	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。</p> <p>議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 25 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 25 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 25 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任
長南主任	(議案第 25 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地報告を行っておりますので、17 番 佐藤 繁 委員より、現地調査報告をお願いします。
17 番 佐藤	<p>17 番 佐藤です。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>6 月 22 日に、16 番 日向 弘明 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。</p> <p>1 番の案件については●●●集落内にある農地で、北側は住宅地、東側は原野、南側は水路と雑種地、西側は宅地に面しております。こちらは昔稲の作付けが行われていた所です。囲い地になっておりまして、周辺に直接接続する農地はありませんでした。</p> <p>2 番目の案件については●●●集落内にある農地で、北側と西側は宅地、東側と南側は農地に面しています。この農地はそれぞれビニールハウスが建っておりまして、田んぼではありません。</p> <p>3 番目の案件については●●集落内の農地で、北側は農地と宅地、東側は町道、南側は宅地、西側は農地に面しております。奥には畑が接続しておりまして、両側は宅地ということで囲い地になっている形状でした。</p> <p>いずれの案件につきましても、周辺の農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと見てきました。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>1 番 高橋委員</p>
1 番	<p>1 番 高橋です。</p> <p>1 番の案件ですが、ターゲット・バードゴルフスポーツ練習施設を何百万もかけて作って練習させるだけで、利益がないのに練習場にするのかよくわからないのですが、詳しいことがわかれば教えて頂きたいと思います。</p>
議長	長南主任

長南主任	はい、わかる範囲ですが、申請頂いた理由は地権者から土地の有効活用ということで、不動産会社に相談があったということでした。何故ターゲット・バードゴルフなのかというと、趣味で数人やっているそうです。その人達の練習場として使っていくことで、ゆくゆくはターゲット・バードゴルフ協会の団体として、使えるような形にしていくとの話しでした。
議長	よろしいでしょうか。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開します。 13番 和島委員
13番 和島	13番 和島です。 ターゲット・バードゴルフということですが、ゴルフと変わりないです。羽がついて羽子板みたいなものでゴルフボールは公認の用具としてありますが、飛ばせると上に上がるわけです。練習場なので皆さん上手な人ばかりではないと思いますので、隣接する住宅地に万が一のことがないように、ネットを設置していただければ良いのではないかと思います。
議長	他にございませんか。 1番 高橋委員
1番 高橋	1番 高橋です。 関連ですが、駐車場なり道路を確保した上でネットなどの問題も含め、改めて図面など提出していただいてから検討した方がよろしいかと思います。
議長	今の意見は、今現在では懸念される要素があるので採決はしないで差し戻しするということでしょうか。
1番 高橋	はい、その通りです。
議長	暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開します。 議案第25号について、これから採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 この採決については、被害防除観点のもの、安全性のもの、利用者の駐車スペース等の懸念材料、この3つを付帯決議として入れます。 議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
議長	これをもちまして、令和5年第6回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉会 (午前10時36分)	

令和 年 月 日

上記は、令和5年第6回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第6回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

7番

8番

書記